

徳島県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地		開設者	変更年月日
	旧	新		
訪問看護ステーションコスモス	阿南市那賀川町芳崎三六七	阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上五五	社会福祉法人 愛心会	令和二年六月 一日